

共済事業 Q&A (R6 年度版)

【加入について】

Q. 加入申し込みをする前に、事故が発生した場合はどうなりますか？	A. 加入申し込み前に発生した事故については保障されません。
Q. 加入申し込み期間が過ぎても加入可能ですか？	A. 加入可能です。詳細については下表を参照下さい。
Q. 小・中学校に在籍する子どもが2人います。それぞれの学校での加入になりますか？	A. 共済契約者は単位PTA会長であるため、小学校、中学校のそれぞれの単位PTAに、申し込みをお願いします。
Q. 幼稚園・こども園の加入について教えてください。	A. 学校長と園長が兼務されている幼稚園は、小学校に上の子が在籍している場合、幼小1世帯とし、幼稚園児は名簿のみ提出していただきます。 但し、兼務されていないこども園は別世帯となり、加入が必要となります。
Q. 準会員とはどのような方ですか。	A. PTA会長が認めた、保護者以外のPTA活動の協力・支援者です。 (例：読み聞かせ、立哨、運動会、美化作業、その他の協力)
Q. 6月末時点で、準会員が決まっていますか。その後加入は可能ですか？	A. 準会員は随時加入可能です。
Q. 加入したら名簿の提出は必ず必要ですか？	A. 全世界帯が加入の場合は名簿の提出の必要はありません。各単位PTAで保管していただきます。 但し、準会員は提出していただきます。 (R3年度定時社員総会にて決議 6/7 改正施行)
Q. 転入の場合はどうなりますか？	A. 県内(会員)からの転入の場合、前学校で掛金を納めているのであれば、転入・転出報告書を提出いただいた翌日からの加入となります。 但し、県外または県内の加入していない学校(主に私立)からの転入の場合は、新規加入となります。

(参考) 申込日→入金日→共済開始日

共済契約申込	共済掛金入金	例	共済開始日
3月31日までに申込	6月30日までに入金	申込日:2月25日 共済掛金入金日:5月25日	4月1日
4月1日以降に申込	6月30日までに入金	申込日:4月20日 共済掛金入金日:5月25日	4月21日 (※申込日の翌日～)
3月31日までに申込	7月1日以降に入金	申込日:2月25日 共済掛金入金日:8月25日	8月26日 (※入金日の翌日～)
4月1日以降に申込	7月1日以降に入金	申込日:4月20日 共済掛金入金日:8月25日	8月26日 (※入金日の翌日～)

【給付について】

<p>Q. 共済金が給付されないケースは？</p>	<p>A. 次の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①会員として登録がなく会費が納入されていない場合 ②PTA 関係行事と認められないもの ③PTA 作業での置き引き、盗難 ④警察による事故処理が必要な交通事故・車両破損 ⑤災害発生 1 ヶ月以上経過した場合 ⑥持病の場合 ⑦ P T A 管理下のけがと直接因果関係にない病気・熱中症・日射病・野球肩・スポーツ肘は対象外となる。
<p>Q. 離島の場合、ヘリや船を使うのですが、支払われる共済金の中には交通費は含まれますか？</p>	<p>A. 含まれません。けがに対する共済金と文書料（1 事故につき 1 件分）の支払いとなります。</p>
<p>Q. 部活動中のけがは対象になりますか？</p>	<p>A. 対象ではありません。</p>
<p>Q. 部活動中の父母会が主催する栄養会などでけがをした場合、対象になりますか？ また、食中毒があった場合はどうなりますか？</p>	<p>A. 対象になります。けがに対しては、PTA 会長が部活動に所属する生徒の保護者に対して子供たちへのサポート協力依頼文を出してもらうと良いです。子ども達のけがにも対応しています。 食中毒に関しては対応できません。</p>
<p>Q. 夏休み中のラジオ体操時のけがの対応について、条件がありますか。</p>	<p>A. 会長が主催・賛同するもの。小・中学生及び加入している 3 歳以上の幼稚園児とその親族であることが条件です。</p>
<p>Q. こども医療費の助成を受けると、共済金は給付されないのでしょうか？</p>	<p>A. 安全会の共済は保険であるため、請求可能です。領収書または診療明細書等を提出して下さい。</p>
<p>Q. P T A 作業中に「ボタン浮草（水草）」の除去作業を行い、後日、高熱を出しました。対応してもらえますか。</p>	<p>A. 細菌性の病なので対応できません。「レプトスピラ」という感染症で潜伏期間 3～14 日。作業当日は無症状。八重山では山に入ったときはよくあります。</p>

【損害賠償保険について】

<p>Q. 損害賠償保険について、子どもが故意に車などを傷つけた場合は保障しますか？</p>	<p>A. 偶然な事故による場合の保険であるため、対応できません。</p>
<p>Q. 生徒が教室や体育館の窓ガラスを割った場合、対応可能ですか？</p>	<p>A. 安全会では対応できません。AIG 保険の 24 時間保障制度(任意加入)があり、そこでは対応可能です。</p>
<p>Q. 不審者対策訓練で他人から借用したヘルメットを破損し弁償しました。安全会制度が適用されますか？</p>	<p>A. 適用されません。委託している AIG 保険の損害保険での対応となります。</p>
<p>Q. P T A 所有のカメラを運動会の記録撮影時に広報員が破損しました。対象になりますか。</p>	<p>A. 対象になりません。第三者、保護者の物を借用した場合は対象になります。その際、免責 5,000 円を差し引きます。</p>